

平成29年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

平成29年12月11日

紀の川市議会議長 様

紀の川市長 中 村 慎 司

議案の送付について

平成29年第4回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度紀の川市一般会計補正予算(第3号))

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて

(平成29年度紀の川市一般会計補正予算(第4号))

議案第109号 教育委員会委員の任命について

議案第110号 紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について

議案第111号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第112号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第113号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

議案第 1 1 4 号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

議案第 1 1 5 号 紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について

議案第 1 1 6 号 紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について

議案第 1 1 7 号 紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の廃止について

議案第 1 1 8 号 平成 2 9 年度紀の川市一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 1 1 9 号 平成 2 9 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 0 号 平成 2 9 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 1 2 1 号 平成 2 9 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 2 号 平成 2 9 年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 3 号 平成 2 9 年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 4 号 平成 2 9 年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 5 号 平成 2 9 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 2 6 号 平成 2 9 年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 1 2 7 号 紀の川市道路線の廃止について

議案第128号 紀の川市道路線の廃止について

議案第129号 紀の川市道路線の認定について

議案第130号 紀の川市道路線の認定について

議案第131号 紀の川市道路線の認定について

議案第132号 紀の川市道路線の認定について

議案第133号 紀の川市道路線の認定について

議案第134号 紀の川市道路線の認定について

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

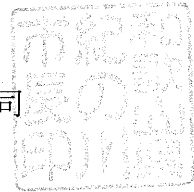
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月28日

紀の川市長 中 村 慎 司



報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

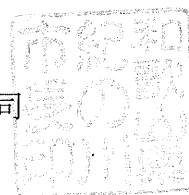
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月31日

紀の川市長 中 村 慎 司



議案第109号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市久留壁207番地

氏 名 は 長 谷 弘 司

昭和30年8月8日生

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

長谷弘司君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第 1 1 0 号

紀の川市広げようこころの輪手話言語条例の制定について

紀の川市広げようこころの輪手話言語条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

手話が言語であることを広く市民に周知し、手話への理解促進等に関する基本理念を定め、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するため。

紀の川市広げようこころの輪手話言語条例

平成 年 月 日
条例第 号

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものである。

手話は、音声言語ではなく、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、豊かな社会生活を営むために、手話を大切に育んできた。

しかし、これまで手話は言語として認められず、手話を使用することができる環境も整っていなかった。そのため、ろう者は学校や職場において必要な情報を得ることも十分なコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語であると位置付けられた。

紀の川市においても、手話を言語として認識し、手話への理解の輪を広げ、全ての市民が心豊かに生活することのできる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現及び社会参加を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の理解及び普及は、ろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の手話に対する理解を広げる施策及び手話を使いやすい環境とする施策の推進に努めるものとする。

2 市は、手話を使用する職員が増えるよう研修に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 ろう者は、市の施策に協力するとともに手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者、公的病院及び公的機関（以下「事業者等」という。）は基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

- 2 施策の推進方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

- 4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(協議の場)

第8条 施策の推進方針を策定又は変更する場合、市長は、ろう者、手話通訳者その他関係者から広く意見を聴くため、それらの者との協議の場を設置しなければならない。

(学校における理解の促進)

第9条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供及び手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 1 1 号

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

機構改革に伴い関係条例の一部を改正するため。

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

平成 年 月 日
条例第 号

(紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正)

第1条 紀の川市支所及び出張所設置条例（平成17年紀の川市条例第8号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																														
<u>(名称及び位置)</u> 第2条 支所及び出張所の名称及び位置 は、次のとおりとする。	<u>(名称等)</u> 第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																														
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>粉河支所</td><td>略</td></tr><tr><td>那賀支所</td><td>略</td></tr><tr><td>桃山支所</td><td>略</td></tr><tr><td>貴志川支所</td><td>略</td></tr><tr><td>鞆淵出張所</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	粉河支所	略	那賀支所	略	桃山支所	略	貴志川支所	略	鞆淵出張所	略	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>粉河支所</td><td>略</td><td>合併前の粉河町（鞆淵地域を除く。）の区域</td></tr><tr><td>那賀支所</td><td>略</td><td>合併前の那賀町の区域</td></tr><tr><td>桃山支所</td><td>略</td><td>合併前の桃山町の区域</td></tr><tr><td>貴志川支所</td><td>略</td><td>合併前の貴志川町の区域</td></tr><tr><td>鞆淵出張所</td><td>略</td><td>合併前の粉河町鞆淵地域の区域</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	粉河支所	略	合併前の粉河町（鞆淵地域を除く。）の区域	那賀支所	略	合併前の那賀町の区域	桃山支所	略	合併前の桃山町の区域	貴志川支所	略	合併前の貴志川町の区域	鞆淵出張所	略	合併前の粉河町鞆淵地域の区域
名称	位置																														
粉河支所	略																														
那賀支所	略																														
桃山支所	略																														
貴志川支所	略																														
鞆淵出張所	略																														
名称	位置	所管区域																													
粉河支所	略	合併前の粉河町（鞆淵地域を除く。）の区域																													
那賀支所	略	合併前の那賀町の区域																													
桃山支所	略	合併前の桃山町の区域																													
貴志川支所	略	合併前の貴志川町の区域																													
鞆淵出張所	略	合併前の粉河町鞆淵地域の区域																													

(紀の川市食育推進会議条例の一部改正)

第2条 紀の川市食育推進会議条例（平成19年紀の川市条例第39号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(庶務)	(庶務)

改 正 前	改 正 後
第8条 推進会議の庶務は、農林商工部農業振興課において処理する。	第8条 推進会議の庶務は、農林商工部農林振興課において処理する。

(紀の川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 紀の川市子ども・子育て会議条例（平成25年紀の川市条例第21号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第7条 会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀の川市条例第188号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づく工業用水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するため水道部を置く。	(組織) 第3条 略 2 法第14条の規定に基づく工業用水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するため上下水道部を置く。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 1 2 号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

平成 2 9 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日に閣議決定されたこと及び機構改革による職務の内容変更に伴い、関係条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の85 を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100分の40 を乗じて得た額の	(勤勉手当) 第26条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては、 100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45を乗じて得た額の

改 正 前										改 正 後									
総額 3～5 略										総額 3～5 略									
別表第1 (第10条関係)										別表第1 (第10条関係)									
給料表 (一) (単位:円)										給料表 (一) (単位:円)									
職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		1	128,400	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	再任用職員以外の職員		1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
		2	129,500	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400			2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
		3	130,600	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900			3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
		4	131,700	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500			4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
		5	132,800	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500			5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
		6	133,900	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000			6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
		7	135,000	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300			7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
		8	136,100	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800			8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
		9	137,200	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300			9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
		10	138,300	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000			10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
		11	139,400	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600			11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
		12	140,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300			12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
		13	141,600	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700			13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
		14	142,700	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000			14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
		15	143,900	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200			15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600

改 正 前								改 正 後							
16	145,000	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
17	146,100	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
18	147,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	148,300	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	149,400	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	150,500	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	151,600	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	153,200	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	154,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	155,800	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	157,300	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	158,800	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	160,400	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	161,700	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	163,200	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	164,700	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	166,200	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	167,600	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	170,300	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	172,900	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	175,500	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	178,200	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	179,900	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	181,600	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500

改 正 前					改 正 後				
40	<u>183,300</u>	<u>251,300</u>	<u>292,900</u>	<u>338,400</u>	<u>363,400</u>	<u>390,700</u>	<u>433,900</u>		
41	<u>184,800</u>	<u>252,700</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>364,700</u>	<u>391,800</u>	<u>434,500</u>		
42	<u>186,600</u>	<u>254,100</u>	<u>296,300</u>	<u>342,200</u>	<u>365,600</u>	<u>393,000</u>	<u>435,200</u>		
43	<u>188,400</u>	<u>255,500</u>	<u>297,900</u>	<u>344,000</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>	<u>435,900</u>		
44	<u>190,100</u>	<u>256,800</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>436,600</u>		
45	<u>191,700</u>	<u>258,000</u>	<u>301,200</u>	<u>347,400</u>	<u>368,600</u>	<u>396,000</u>	<u>437,400</u>		
46	<u>193,200</u>	<u>259,300</u>	<u>302,900</u>	<u>348,800</u>	<u>369,500</u>	<u>396,700</u>	<u>438,200</u>		
47	<u>194,700</u>	<u>260,700</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>370,400</u>	<u>397,400</u>	<u>438,600</u>		
48	<u>196,200</u>	<u>262,000</u>	<u>306,200</u>	<u>351,800</u>	<u>371,300</u>	<u>398,100</u>	<u>439,300</u>		
49	<u>197,500</u>	<u>263,300</u>	<u>307,300</u>	<u>353,400</u>	<u>372,200</u>	<u>398,700</u>	<u>439,800</u>		
50	<u>198,800</u>	<u>264,400</u>	<u>308,800</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,300</u>	<u>440,200</u>		
51	<u>200,100</u>	<u>265,700</u>	<u>310,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,800</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>		
52	<u>201,400</u>	<u>267,000</u>	<u>311,900</u>	<u>356,400</u>	<u>374,600</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>		
53	<u>202,700</u>	<u>268,000</u>	<u>313,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,300</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>		
54	<u>204,000</u>	<u>269,100</u>	<u>315,100</u>	<u>358,400</u>	<u>376,000</u>	<u>400,900</u>	<u>441,800</u>		
55	<u>205,300</u>	<u>270,400</u>	<u>316,700</u>	<u>359,300</u>	<u>376,700</u>	<u>401,200</u>	<u>442,200</u>		
56	<u>206,600</u>	<u>271,700</u>	<u>318,200</u>	<u>360,400</u>	<u>377,400</u>	<u>401,500</u>	<u>442,500</u>		
57	<u>207,800</u>	<u>272,800</u>	<u>319,700</u>	<u>361,300</u>	<u>377,900</u>	<u>401,800</u>	<u>442,800</u>		
58	<u>209,100</u>	<u>273,800</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>	<u>443,200</u>		
59	<u>210,400</u>	<u>274,800</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>	<u>443,500</u>		
60	<u>211,700</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>	<u>443,800</u>		
61	<u>212,800</u>	<u>277,100</u>	<u>324,000</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,000</u>	<u>444,100</u>		
62	<u>213,900</u>	<u>278,100</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>403,300</u>			
63	<u>214,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>			
40	<u>202,400</u>	<u>252,200</u>	<u>293,700</u>	<u>338,800</u>	<u>363,800</u>	<u>391,100</u>	<u>434,300</u>		
41	<u>203,700</u>	<u>253,600</u>	<u>295,300</u>	<u>340,700</u>	<u>365,100</u>	<u>392,200</u>	<u>434,900</u>		
42	<u>205,000</u>	<u>255,000</u>	<u>297,000</u>	<u>342,600</u>	<u>366,000</u>	<u>393,400</u>	<u>435,600</u>		
43	<u>206,300</u>	<u>256,400</u>	<u>298,500</u>	<u>344,400</u>	<u>367,100</u>	<u>394,600</u>	<u>436,300</u>		
44	<u>207,600</u>	<u>257,700</u>	<u>300,100</u>	<u>346,300</u>	<u>368,200</u>	<u>395,700</u>	<u>437,000</u>		
45	<u>208,800</u>	<u>258,900</u>	<u>301,700</u>	<u>347,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,400</u>	<u>437,800</u>		
46	<u>210,100</u>	<u>260,200</u>	<u>303,400</u>	<u>349,200</u>	<u>369,900</u>	<u>397,100</u>	<u>438,600</u>		
47	<u>211,400</u>	<u>261,600</u>	<u>305,000</u>	<u>350,700</u>	<u>370,800</u>	<u>397,800</u>	<u>439,000</u>		
48	<u>212,700</u>	<u>262,900</u>	<u>306,700</u>	<u>352,200</u>	<u>371,700</u>	<u>398,500</u>	<u>439,700</u>		
49	<u>213,800</u>	<u>264,100</u>	<u>307,700</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>399,100</u>	<u>440,200</u>		
50	<u>214,900</u>	<u>265,200</u>	<u>309,200</u>	<u>354,600</u>	<u>373,400</u>	<u>399,700</u>	<u>440,600</u>		
51	<u>215,900</u>	<u>266,500</u>	<u>310,700</u>	<u>355,800</u>	<u>374,200</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>		
52	<u>217,000</u>	<u>267,800</u>	<u>312,300</u>	<u>356,800</u>	<u>375,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>		
53	<u>218,100</u>	<u>268,800</u>	<u>313,900</u>	<u>357,700</u>	<u>375,700</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>		
54	<u>219,100</u>	<u>269,900</u>	<u>315,500</u>	<u>358,800</u>	<u>376,400</u>	<u>401,300</u>	<u>442,200</u>		
55	<u>220,000</u>	<u>271,200</u>	<u>317,100</u>	<u>359,700</u>	<u>377,100</u>	<u>401,600</u>	<u>442,600</u>		
56	<u>221,000</u>	<u>272,500</u>	<u>318,600</u>	<u>360,800</u>	<u>377,800</u>	<u>401,900</u>	<u>442,900</u>		
57	<u>221,500</u>	<u>273,500</u>	<u>320,100</u>	<u>361,700</u>	<u>378,300</u>	<u>402,200</u>	<u>443,200</u>		
58	<u>222,400</u>	<u>274,500</u>	<u>321,300</u>	<u>362,400</u>	<u>378,900</u>	<u>402,500</u>	<u>443,600</u>		
59	<u>223,200</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>363,100</u>	<u>379,500</u>	<u>402,800</u>	<u>443,900</u>		
60	<u>224,100</u>	<u>276,500</u>	<u>323,700</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,100</u>	<u>444,200</u>		
61	<u>224,800</u>	<u>277,600</u>	<u>324,400</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,400</u>	<u>444,500</u>		
62	<u>225,800</u>	<u>278,600</u>	<u>325,300</u>	<u>364,800</u>	<u>381,300</u>	<u>403,700</u>			
63	<u>226,600</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,500</u>	<u>381,900</u>	<u>404,000</u>			

改 正 前				改 正 後			
64	<u>216,000</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>	
65	<u>217,100</u>	<u>280,700</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>	
66	<u>218,100</u>	<u>281,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>	
67	<u>219,000</u>	<u>282,300</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>	
68	<u>220,000</u>	<u>283,200</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>	
69	<u>220,600</u>	<u>284,200</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>	
70	<u>221,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>	
71	<u>222,300</u>	<u>285,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>	
72	<u>223,200</u>	<u>286,600</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>	
73	<u>223,900</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>	
74	<u>224,900</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>	
75	<u>225,700</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>	
76	<u>226,600</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>	
77	<u>227,300</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>	
78	<u>228,100</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>	
79	<u>229,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>	
80	<u>230,100</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>	
81	<u>230,800</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>	
82	<u>231,500</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>	
83	<u>232,100</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
84	<u>232,900</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
85	<u>233,700</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>	
86	<u>234,400</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>		
87	<u>235,100</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>		

改 正 前						改 正 後					
88	<u>235,700</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>	88	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>
89	<u>236,400</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>	89	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>
90	<u>237,200</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>	90	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>
91	<u>238,000</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>	91	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>
92	<u>238,700</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>	92	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>
93	<u>239,400</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>	93	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>
94	<u>240,100</u>	<u>294,000</u>	<u>341,800</u>			94		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>		
95	<u>240,800</u>	<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			95		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>		
96	<u>241,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			96		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>		
97	<u>242,100</u>	<u>295,000</u>	<u>342,800</u>			97		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>		
98	<u>242,800</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			98		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>		
99	<u>243,500</u>	<u>295,700</u>	<u>343,700</u>			99		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>		
100	<u>244,200</u>	<u>296,100</u>	<u>344,000</u>			100		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>		
101	<u>244,900</u>	<u>296,300</u>	<u>344,300</u>			101		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>		
102	<u>245,400</u>	<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			102		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>		
103	<u>245,800</u>	<u>297,000</u>	<u>345,100</u>			103		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>		
104	<u>246,300</u>	<u>297,300</u>	<u>345,500</u>			104		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>		
105	<u>246,600</u>	<u>297,500</u>	<u>346,000</u>			105		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>		
106		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			106		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>		
107		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>			107		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>		
108		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>			108		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>		
109		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			109		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>		
110		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>			110		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>		
111		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>			111		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>		

改 正 前										改 正 後													
112										299,800	348,700					112	300,200	349,100					
113										299,900	349,200					113	300,300	349,600					
114										300,200						114	300,600						
115										300,500						115	300,900						
116										300,900						116	301,300						
117										301,100						117	301,500						
118										301,300						118	301,700						
119										301,600						119	302,000						
120										301,900						120	302,300						
121										302,300						121	302,700						
122										302,500						122	302,900						
123										302,800						123	303,200						
124										303,100						124	303,500						
125										303,400						125	303,800						
再任用職員										186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400
備考 略										備考 略													
別表第2 (第10条関係)										別表第2 (第10条関係)													
給料表 (一)										給料表 (二)													
(単位：円)										(単位：円)													
職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級								
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額								

改 正 前				改 正 後			
再任用職員以外の職員	1	128,400	191,700	227,900	261,100	287,100	
	2	129,500	193,500	229,500	263,000	289,300	
	3	130,600	195,300	231,000	264,800	291,600	
	4	131,700	197,100	232,600	266,900	293,700	
	5	132,800	198,700	234,100	268,700	295,700	
	6	133,900	200,500	235,800	270,600	298,000	
	7	135,000	202,300	237,300	272,500	300,300	
	8	136,100	204,100	238,900	274,600	302,500	
	9	137,200	205,800	240,300	276,700	304,600	
	10	138,300	207,600	241,800	278,700	306,900	
	11	139,400	209,400	243,400	280,800	309,100	
	12	140,500	211,200	244,800	282,800	311,400	
	13	141,600	212,600	246,300	284,800	313,500	
	14	142,700	214,400	247,800	286,900	315,600	
	15	143,900	216,100	249,100	288,900	317,800	
	16	145,000	217,900	250,500	290,900	319,900	
	17	146,100	219,600	252,000	292,900	322,000	
	18	147,200	221,300	253,700	294,900	324,000	
	19	148,300	222,900	255,400	297,000	326,100	
	20	149,400	224,500	257,200	299,000	328,100	
	21	150,500	226,000	258,800	301,000	330,000	
	22	151,900	227,700	260,600	303,100	332,100	
	23	153,200	229,300	262,300	305,100	334,100	
	24	154,500	230,900	264,000	307,200	336,200	
再任用職員以外の職員				再任用職員以外の職員			
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	

改 正 前					改 正 後						
25	155,800	232,200	266,000	309,000	337,700	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100
26	157,300	233,700	267,900	311,100	339,600	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000
27	158,800	235,100	269,700	313,200	341,500	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900
28	160,400	236,400	271,500	315,200	343,400	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800
29	161,700	237,700	273,200	317,100	345,100	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500
30	163,200	238,900	275,100	319,100	347,000	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400
31	164,700	239,900	277,000	321,200	348,900	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300
32	166,200	241,100	278,700	323,300	350,700	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100
33	167,600	242,400	280,400	324,700	352,600	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000
34	170,300	243,600	282,300	326,700	354,400	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800
35	172,900	244,800	284,100	328,600	356,200	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600
36	175,500	246,100	286,000	330,700	357,900	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300
37	178,200	247,000	287,600	332,600	359,300	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700
38	179,900	248,400	289,300	334,500	360,600	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000
39	181,600	249,800	291,100	336,500	362,000	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400
40	183,300	251,300	292,900	338,400	363,400	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800
41	184,800	252,700	294,600	340,300	364,700	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100
42	186,600	254,100	296,300	342,200	365,600	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000
43	188,400	255,500	297,900	344,000	366,700	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100
44	190,100	256,800	299,500	345,900	367,800	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200
45	191,700	258,000	301,200	347,400	368,600	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000
46	193,200	259,300	302,900	348,800	369,500	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900
47	194,700	260,700	304,500	350,300	370,400	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800
48	196,200	262,000	306,200	351,800	371,300	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700

改 正 前						改 正 後					
49	197,500	263,300	307,300	353,400	372,200	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600
50	198,800	264,400	308,800	354,200	373,000	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400
51	200,100	265,700	310,300	355,400	373,800	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200
52	201,400	267,000	311,900	356,400	374,600	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000
53	202,700	268,000	313,500	357,300	375,300	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700
54	204,000	269,100	315,100	358,400	376,000	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400
55	205,300	270,400	316,700	359,300	376,700	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100
56	206,600	271,700	318,200	360,400	377,400	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800
57	207,800	272,800	319,700	361,300	377,900	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300
58	209,100	273,800	320,900	362,000	378,500	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900
59	210,400	274,800	322,100	362,700	379,100	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500
60	211,700	275,900	323,300	363,400	379,800	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200
61	212,800	277,100	324,000	363,800	380,200	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600
62	213,900	278,100	324,900	364,400	380,900	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300
63	214,900	279,000	325,700	365,100	381,500	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900
64	216,000	280,000	326,500	365,800	382,100	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500
65	217,100	280,700	327,400	366,100	382,500	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900
66	218,100	281,600	327,800	366,800	383,100	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500
67	219,000	282,300	328,500	367,500	383,700	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100
68	220,000	283,200	329,300	368,200	384,300	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700
69	220,600	284,200	330,100	368,500	384,700	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100
70	221,500	285,000	330,800	369,100	385,200	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600
71	222,300	285,800	331,500	369,800	385,700	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100
72	223,200	286,600	332,200	370,400	386,300	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700

改 正 前					改 正 後						
73	<u>223,900</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	73	<u>234,600</u>	<u>287,800</u>	<u>333,100</u>	<u>371,100</u>	<u>387,000</u>
74	<u>224,900</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	74	<u>235,300</u>	<u>288,300</u>	<u>333,700</u>	<u>371,700</u>	<u>387,400</u>
75	<u>225,700</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	75	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>
76	<u>226,600</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	76	<u>236,600</u>	<u>289,200</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>
77	<u>227,300</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	77	<u>237,300</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>
78	<u>228,100</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	78	<u>238,100</u>	<u>289,700</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>
79	<u>229,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	79	<u>238,900</u>	<u>289,900</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>
80	<u>230,100</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	80	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>
81	<u>230,800</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	81	<u>240,200</u>	<u>290,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>
82	<u>231,500</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	82	<u>240,900</u>	<u>290,700</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>
83	<u>232,100</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	83	<u>241,600</u>	<u>291,100</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>
84	<u>232,900</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	84	<u>242,300</u>	<u>291,400</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>
85	<u>233,700</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	85	<u>242,900</u>	<u>291,700</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>
86	<u>234,400</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>	86	<u>243,600</u>	<u>292,000</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>
87	<u>235,100</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>	87	<u>244,300</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>
88	<u>235,700</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>	88	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>
89	<u>236,400</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>	89	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>
90	<u>237,200</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>	90	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>
91	<u>238,000</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>	91	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>
92	<u>238,700</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>	92	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>
93	<u>239,400</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>	93	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>
94	<u>240,100</u>	<u>294,000</u>	<u>341,800</u>			94		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>		
95	<u>240,800</u>	<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			95		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>		
96	<u>241,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			96		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>		

改 正 前				改 正 後			
97	<u>242,100</u>	<u>295,000</u>	<u>342,800</u>	97		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>
98	<u>242,800</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	98		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>
99	<u>243,500</u>	<u>295,700</u>	<u>343,700</u>	99		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>
100	<u>244,200</u>	<u>296,100</u>	<u>344,000</u>	100		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>
101	<u>244,900</u>	<u>296,300</u>	<u>344,300</u>	101		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>
102	<u>245,400</u>	<u>296,600</u>	<u>344,700</u>	102		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>
103	<u>245,800</u>	<u>297,000</u>	<u>345,100</u>	103		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>
104	<u>246,300</u>	<u>297,300</u>	<u>345,500</u>	104		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>
105	<u>246,600</u>	<u>297,500</u>	<u>346,000</u>	105		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>
106		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>	106		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>
107		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>	107		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>
108		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>	108		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>
109		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>	109		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>
110		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>	110		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>
111		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>	111		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>
112		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>	112		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>
113		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>	113		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>
114		<u>300,200</u>		114		<u>300,600</u>	
115		<u>300,500</u>		115		<u>300,900</u>	
116		<u>300,900</u>		116		<u>301,300</u>	
117		<u>301,100</u>		117		<u>301,500</u>	
118		<u>301,300</u>		118		<u>301,700</u>	
119		<u>301,600</u>		119		<u>302,000</u>	
120		<u>301,900</u>		120		<u>302,300</u>	

改 正 前		改 正 後	
職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては、<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の40、12月に支給する場合においては100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略		職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	
別表第3 (第10条関係)		別表第3 (第10条関係)	
等級別基準職務表 給料表 (一)		等級別基準職務表 給料表 (一)	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
1 級	主事、技師、保育士、保健師、栄養士、看護師、手話通訳士及び社会福祉士の職務	1 級	主事、技師、保健師、看護師、保育士、栄養士、社会福祉士、手話通訳士 (者)、発達相談員及び検査員の職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、保健師、栄養士、看護師、手話通訳士及び社会福祉士の職務	2 級	副主査及び主査の職務
3 級	係長及び主任保育士の職務	3 級	副主任の職務
4 級	課長補佐及び保育所長補佐の職務	4 級	主任の職務
5 級	主幹、副所長及び保育所長の職務	5 級	副班長、班長、主幹、専門員及び副所長の職務
6 級	課長及び高度な知識又は経験を有した保育所長の職務	6 級	副課長、課長、専門員及び所長の職務
7 級	次長、部長及び理事の職務	7 級	次長、部長、室長、審議員及び技監の職務
技能労務職等級別基準職務表 給料表 (二)		技能労務職等級別基準職務表 給料表 (二)	

改 正 前		改 正 後	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
1 級	技能員の職務	1 級	技能員の職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う技能員の職務	2 級	技能主査の職務
3 級	係長の職務	3 級	技能副主任の職務
4 級	課長補佐の職務	4 級	技能主任の職務
5 級	課長の職務	5 級	技能課長、副所長及び所長の職務

(紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年紀の川市条例第46号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
(市長等の給与)		(市長等の給与)	
第2条 略		第2条 略	
2～4 略		2～4 略	
5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の172.5とする。		5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の172.5とする。	

第4条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(市長等の給与)			(市長等の給与)		
第2条	略		第2条	略	
2～4	略		2～4	略	
5	前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、6月に支給する場合においては <u>100分</u> の <u>152.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の17</u> <u>7.5</u> とする。		5	前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、6月に支給する場合においては <u>100分</u> の <u>155</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の17</u> <u>5</u> とする。	

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成24年紀の川市条例第20号) の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(給与の特例)			(給与の特例)		
第7条	略		第7条	略	
2～4	略		2～4	略	
5	特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条 第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第 28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管 理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職		5	特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条 第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第 28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管 理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職	

改 正 前	改 正 後																																																				
員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 別表第1（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>372,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>420,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> 別表第2（第8条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>141,600円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>178,200円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>221,300円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>247,800円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>282,800円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>311,400円</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>345,500円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	372,000円	2	420,000円	3	略	略	略	職務の級	給料月額	1級	141,600円	2級	178,200円	3級	221,300円	4級	247,800円	5級	282,800円	6級	311,400円	7級	345,500円	員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職員にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 別表第1（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>373,000円</td></tr> <tr> <td>2</td><td>421,000円</td></tr> <tr> <td>3</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> 別表第2（第8条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>142,600円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>179,200円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>222,300円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>248,700円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>283,700円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>312,200円</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>346,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	373,000円	2	421,000円	3	略	略	略	職務の級	給料月額	1級	142,600円	2級	179,200円	3級	222,300円	4級	248,700円	5級	283,700円	6級	312,200円	7級	346,000円
号給	給料月額																																																				
1	372,000円																																																				
2	420,000円																																																				
3	略																																																				
略	略																																																				
職務の級	給料月額																																																				
1級	141,600円																																																				
2級	178,200円																																																				
3級	221,300円																																																				
4級	247,800円																																																				
5級	282,800円																																																				
6級	311,400円																																																				
7級	345,500円																																																				
号給	給料月額																																																				
1	373,000円																																																				
2	421,000円																																																				
3	略																																																				
略	略																																																				
職務の級	給料月額																																																				
1級	142,600円																																																				
2級	179,200円																																																				
3級	222,300円																																																				
4級	248,700円																																																				
5級	283,700円																																																				
6級	312,200円																																																				
7級	346,000円																																																				

改 正 前	改 正 後
2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には<u>100分の222</u>、207.5、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>とする。	2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には<u>100分の232</u>、207.5、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>とする。

第8条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>とする。	(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>とする。

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正

後の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（号給の切替え）

- 3 平成29年4月1日（以下「切替日」という。）において紀の川市職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員のうち1級の者は、切替日の前日において1号給から12号給のものは1号給とし13号給以上のものはそのものが受けていた号給から12を減じた号給とする。

（給与又は報酬の内払）

- 4 改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀の川市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

議案第 1 1 3 号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する
法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正につ
いて

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律におけ
る紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例（平成 2 0 年紀の川市条例第 4 0 号）の
一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部
を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 7 号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改
正するため。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例（平成20年紀の川市条例第40号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第5条第5項の規定による同意を得た基本計画（以下「同意基本計画」という。）により定められた集積区域である本市（以下「同意集積区域」という。）において、法第14条第3項による承認を得た企業立地計画に従って当該同意集積区域に係る同意基本計画で指定された集積業種（以下「指定集積業種」という。）に属する事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 における紀の川市固定資産税の特別措置に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第6条に規定する同意基本計画により定められた法第4条第2項第1号の規定による促進区域である本市において、法第24条の規定による承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項の規定による承認地域経済牽引事業者が所有する当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

改 正 前	改 正 後
務省令第94号。以下「省令」という。)第3条で定める施設を同意集積区域内に設置した事業者(指定集積業種であって省令第4条で定めるものに属する事業を行う者に限る。以下同じ。)が所有する当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。 (課税免除) 第2条 市長は、法第5条第5項の規定による同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に前条に規定する	(課税免除) 第2条 市長は、法第4条第6項の規定による同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年以内に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限る、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を新たに課されることとなった年度以降3年度分に限り、免除する。

附 則 (平成 年 月 日 条例第 号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画又は同条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って同意集積区域内に事業を行うために設置した施設に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

議案第 1 1 4 号

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の
一部改正について

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成 2 7 年
紀の川市条例第 3 9 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

地域再生法の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 3 0 号）が施行されたことに伴
い、条例の一部を改正するため。

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年紀の川市条例第39号）の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号）以下「法」という。）第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第3号の規定に基づき、本市が課する固定資産税の不均一課税をすることについて定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第3号の規定に基づき、本市が課する固定資産税の不均一課税をすることについて定めるものとする。

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 5 号

紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部改正について

紀の川市農林事業分担金徴収条例（平成 1 7 年紀の川市条例第 1 6 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

土地改良法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 3 9 号）が施行されたこと等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市農林事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市農林事業分担金徴収条例（平成17年紀の川市条例第161号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（農地転用に伴う分担金） 第4条 紀の川市が国及び県から補助金の交付を受けて行った事業に係る地域内の農地が土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日 第113条の2第2項の翌年度（その年度の到来する以前に県知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、当該事業に係る農地（以下「転用農地」という。）につき同法第3条に規定する資格を有する者から分担金を徴収する。ただし、転用農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合には、この限りでない。 2 略	（農地転用に伴う分担金） 第4条 紀の川市が国及び県から補助金の交付を受けて行った事業に係る地域内の農地が土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日 第113条の3第3項の翌年度（その年度の到来する以前に県知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、当該事業に係る農地（以下「転用農地」という。）につき同法第3条に規定する資格を有する者から分担金を徴収する。ただし、転用農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合には、この限りでない。 2 略

附 則（平成 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 6 号

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部改正について

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例（平成 1 7 年紀の川市条例第 1 3 3 号）の一部
を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

受給資格の見直しに伴い所要の改正を行うため。

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市心身障害児扶養手当支給条例（平成17年紀の川市条例第133号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(目的) 第1条 この条例は、社会保障及び児童福祉の理念に基づき、心身障害児を監護している者 に心身障害児扶養手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。 (受給資格) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。 (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する認定を受け、特別児童扶養手当の支給を受けているとき（法第6条から第8条までの規定により支給の制限を受けているときを含む）	(目的) 第1条 この条例は、社会保障及び児童福祉の理念に基づき、心身障害児を監護している者でその児童について特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に規定する特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を受けしていない者に心身障害児扶養手当（以下「手当」という。）を支給することにより、法の規定の対象とならない者を支援し、その生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。 (受給資格) 第2条 略 2 略 3 第1項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。 (1) 法 第5条第1項に規定する認定を受け、特別児童扶養手当の支給を受けているとき（法第6条から第8条までの規定により支給の制限を受けているときを含む）

改 正 前	改 正 後
む。) 。 (2) 特別児童扶養手当の支給を受けていない者で、法第6条から第8条までの規定に照らし、支給の制限対象となるとき。 (新設) (支給の停止又は制限) 第6条 略 (手当受給者の特例) 第7条 略 (手当の返還) 第8条 略 (受給権譲渡等の制限) 第9条 略 (受診命令) 第10条 略 (委任) 第11条 略	む。) 。 (2) 児童が法第19条に規定する認定を受け、障害児福祉手当の支給を受けているとき (法第20条及び第21条の規定により支給の制限を受けているときを含む。) 。 (所得の制限) 第6条 手当受給者の前年の所得 (1月から7月までの手当については、前々年度の所得とする。) が、法第6条から第8条までに規定する特別児童扶養手当の支給の制限を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までの手当は支給しない。 (支給の停止又は制限) 第7条 略 (手当受給者の特例) 第8条 略 (手当の返還) 第9条 略 (受給権譲渡等の制限) 第10条 略 (受診命令) 第11条 略 (委任) 第12条 略

附 則 (平成 年 月 日条例 号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 1 7 号

紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例の
廃止について

紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例（平成 1 7 年
紀の川市条例第 5 6 号）を別紙のとおり廃止するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 8 号）が施行
され、地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置が廃止されたため。

紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例を廃止する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市農村地域工業等導入地区における市税の特別措置に関する条例（平成17年紀の川市条例第56号）は、廃止する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 118 号

平成 29 年度紀の川市一般会計補正予算（第 5 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 29 年度紀の川市一般会計補正予算（第 5 号）について、議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 1 9 号

平成 2 9 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第120号

平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算
(第1号) について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第121号

平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第122号

平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 2 3 号

平成 2 9 年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第124号

平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第 1 2 5 号

平成 2 9 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度紀の川市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第126号

平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成29年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第127号

紀の川市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり廃止する。

記

廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	上丹生谷7号線	紀の川市上丹生谷811番3地先	
		紀の川市上丹生谷982番地先	
2	野上4号線	紀の川市野上238番地先	
		紀の川市野上249番地先	
3	野上2号線	紀の川市野上437番地先	
		紀の川市野上703番8地先	

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

京奈和自動車道建設により紀の川市道路線を廃止するため。

議案第128号

紀の川市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり廃止する。

記

廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
4	中218号線	紀の川市貴志川町神戸1017番1地先	
		紀の川市貴志川町神戸1020番4地先	
5	丸139号線	紀の川市貴志川町北山468番9地先	
		紀の川市貴志川町丸栖9番12地先	

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

市道路線の認定により、重複する紀の川市道路線を廃止するため。

議案第129号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	上丹生谷7号線	紀の川市上丹生谷835番地先	
		紀の川市上丹生谷840番地先	
2	野上2号線	紀の川市野上428番1地先	
		紀の川市野上703番8地先	

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

京奈和自動車道建設により改良した道路を紀の川市道路線として認定するため。

議案第 130 号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
3	北側道野上線	紀の川市野上 387 番 1 地先	
		紀の川市野上 861 番 1 地先	
4	南側道切畑野上線	紀の川市切畑 208 番 1 地先	
		紀の川市野上 262 番 2 地先	

平成 29 年 12 月 11 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

京奈和自動車道建設により新たに整備した道路を紀の川市道路線として認定するため。

議案第 131 号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
5	中 2 1 8 号 線	紀の川市貴志川町神戸 1 0 1 7 番 1 地先	
		紀の川市貴志川町神戸 1 0 1 2 番 3 地先	
6	丸 1 3 9 号 線	紀の川市貴志川町北山 4 6 8 番 9 地先	
		紀の川市貴志川町丸栖 2 5 番 1 2 地先	

平成 29 年 12 月 11 日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

寄附により取得した既存道路を紀の川市道路線として認定するため。

議案第132号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
7	中226号線	紀の川市貴志川町神戸327番6地先	
		紀の川市貴志川町神戸327番1地先	

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

交差点協議により整備する道路を紀の川市道路線として認定するため。

議案第133号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
8	東134号線	紀の川市貴志川町高尾36番4地先	
		紀の川市貴志川町高尾34番2地先	

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

既存道路を紀の川市道路線として認定するため。

議案第134号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
9	小門団地線	紀の川市打田603番10地先	
		紀の川市打田603番7地先	

平成29年12月11日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。